

新様式

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

群馬県知事

あて

郵便番号
住所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号 - - （連絡担当者名）

群馬県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する 公文書の内容 又は件名	
開示の実施方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） (1) <input type="checkbox"/> 紙（ <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体（ <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R） ご希望の□にチェックしてください。 例「■」「レ」 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。） <u>※別途読み取り費用が発生します。</u>
	(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体（ ）

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ 記入	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。

旧様式

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

群馬県知事

あて

郵便番号
住所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号 - - （連絡担当者名）

群馬県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する 公文書の内容 又は件名	
開示の実施方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） (1) <input type="checkbox"/> 紙（ <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) <input type="checkbox"/> CD-R ご希望の□にチェックしてください。 例「■」「レ」 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）
	(3) <input type="checkbox"/> その他の媒体（ ）

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ 記入	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

- 注 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

- 注 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日 () 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しない部分の概要及びその理由	群馬県情報公開条例第14条第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなくてはなりません。

2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

4 ※印の欄は、開示しない部分について、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示の日時	年 月 日 () 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しない部分の概要及びその理由	群馬県情報公開条例第14条第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなくてはなりません。

2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

4 ※印の欄は、開示しない部分について、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書 不開示 決定通知書第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 ※印の欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

公文書 非開示 決定通知書第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示しない理由	群馬県情報公開条例第14条第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 ※印の欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書については、群馬県情報公開条例第18条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

削除

開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書の存否を明らかにしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

公文書不存決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書については、当実施機関において保有していないため、群馬県情報公開条例第18条第2項の規定により、公文書の不存の決定をしたので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

削除

開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書が存在しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

公文書開示請求拒否通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

削除

開示を請求された公文書の内容又は件名	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
群馬県情報公開条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
群馬県情報公開条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第19条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
群馬県情報公開条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
群馬県情報公開条例第19条第3項を適用する理由	
公文書の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第19条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
群馬県情報公開条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
群馬県情報公開条例第19条第3項を適用する理由	
公文書の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

公文書開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、群馬県情報公開条例第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
移送をした実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送を受けた実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

公文書開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、群馬県情報公開条例第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
移送をした実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送を受けた実施機関 (事務担当課等)	電話番号 (内線)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

次の公文書の開示について、群馬県情報公開条例第21条第1項（第2項）の規定により意見を求めますので、別紙「公文書の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出するようお願いいたします。

開示請求年月日	年 月 日
開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
事務担当課等（意見書提出先）	電話番号 (内線)
備 考	

注 提出期限までに公文書の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、公文書の開示が行われる場合があります。

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

次の公文書の開示について、群馬県情報公開条例第21条第1項（第2項）の規定により意見を求めますので、別紙「公文書の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出するようお願いいたします。

開示請求年月日	年 月 日
開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
事務担当課等（意見書提出先）	電話番号 (内線)
備 考	

注 提出期限までに公文書の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、公文書の開示が行われる場合があります。

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県知事

あて

住所
氏名

（法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>（該当する番号を○で囲んでください。）</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（2を○で囲んだ場合、次の項目に記入してください。）</p> <p>（1）支障がある部分</p> <p>（2）支障がある理由</p>	

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県知事

あて

住所
氏名

（法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>（該当する番号を○で囲んでください。）</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（2を○で囲んだ場合、次の項目に記入してください。）</p> <p>（1）支障がある部分</p> <p>（2）支障がある理由</p>	

公文書を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

群馬県情報公開条例第21条第3項の規定により、次のとおり公文書の開示をすることを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日（ ）
開示決定等の種類	年 月 日付け 第 号 開 示（部分開示）決定
開示を決定した理由	
事務担当課	電話番号（内線）
備 考	

公文書を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

群馬県情報公開条例第21条第3項の規定により、次のとおり公文書の開示をすることを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日（ ）
開示決定等の種類	年 月 日付け 第 号 開 示（部分開示）決定
開示を決定した理由	
事務担当課等	電話番号（内線）
備 考	

群馬県公文書開示審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

次の審査請求については、群馬県公文書開示審査会に諮問したので、群馬県情報公開条例第27条の規定により通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

群馬県公文書開示審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

次の審査請求については、群馬県公文書開示審査会に諮問したので、群馬県情報公開条例第27条の規定により通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	